

(写)

7 農振第 823 号  
令和 7 年 6 月 17 日

全国知事会会長	村井 嘉浩	}	殿
全国市長会会長	松井 一實		
全国町村会会長	吉田 隆行		

農林水産大臣 小泉 進次郎

農用地等の確保等に関する基本指針に係る国と地方の協議について  
(回答)

令和 7 年 6 月 10 日、全国知事会、全国市長会及び全国町村会の連名により提出された「農用地等の確保等に関する基本指針に係る国と地方の協議について」について、別紙のとおり回答する。

## 「農用地等の確保等に関する基本指針(案)」に対する地方からの再意見への農林水産省の回答

地方からの再意見	回 答
<p>特定の年に、例年から突出した除外面積をすう勢として捉えて目標年まで引き伸ばす算定方法により、過剰な除外面積となるおそれがあるケースについては、すう勢の算定対象範囲を拡大した上で、過剰な除外面積を除いた平均値を使用する等により、実態を大きく上回る過剰な除外面積となるおそれを排除できるものと考えており、「すう勢」による算定について改めて検討を求める。</p>	<p>1 前回の回答のとおり、国の面積目標はマクロ的な視点から設定されるものであるのに対し、都道府県の面積目標はより実地的に設定されるものという違いがあることから、その設定方法は完全に一致するものでないことは御理解いただきたい。</p> <p>2 このため、都道府県面積目標の設定における「定期見直し等により、農用地区域の設定要件を満たさない農地」の算定は、より実地的に、</p> <p>① 基礎調査の実施により、農用地区域の設定要件を満たさないことが明らかとなった農地面積</p> <p>② 目標設定時点で実施中の基礎調査があり、農用地区域の設定要件を満たさない農地面積の見込みが具体的に算定可能な場合にはその面積を計上できることとしたところ。 ※ ただし、②は十分な算定根拠を基に国と相談</p> <p>3 上記の取扱いを原則とするが、再意見を踏まえ、上記に該当しない市町村であっても、</p> <p>① おおむね5年ごとに定期的に基礎調査を実施しており、</p> <p>② 次回の基礎調査による除外面積が令和12年末までに明らかとなる蓋然性が高いと認められる</p> <p>場合については、次回の基礎調査による除外面積の見込みを当該市町村の過去の基礎調査結果による「すう勢」に基づいて算定し、基礎調査1回分相当の面積を計上できるよう取り扱うこととする。</p> <p>4 都道府県におかれては、上記3の算定について国と協議を行う際には、市町村ごとの基礎調査の実施状況（実施年、調査エリア、農地の賦存状況など）がわかる資料を提出し、過去の実施状況がおおむね5年ごとであること、また、今後の基礎調査の実施とその除外面積の見込みに蓋然性があることを十分に説明いただくようお願いしたい。</p>

地方からの再意見	回 答
	<p>5 なお、基礎調査による除外面積の計上は、市町村ごとに基礎調査1回分相当の実績（上記2）又は見込み（上記3）の面積とすることが基本である。</p> <p>しかしながら、これまで、おおむね5年ごとに定期的に基礎調査を実施している市町村に限り、目標期間中に真に計上を必要とする特段の事情がある場合には、令和13年から令和17年末までに実施予定の基礎調査による除外面積の見込みを面積目標に追加的に計上することを排除しない。</p> <p>ただし、その際は、国としても、都道府県から該当する市町村のこれまでの基礎調査の実施状況（実施年、調査エリア、農地の賦存状況など）及び特段の事情の内容などを個別具体的に伺った上で、目標期間までの調査の実施及び計上する面積の確実性について判断させていただくものと考えている。</p>